

## 羽村市使用料等審議会

公共施設の使用料や証明書などの発行手数料、水道料金、下水道使用料など利用者負担の適正化について審議していくたゞく、使用料等審議会の市民公募委員を募集します。

**応募資格** 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

**募集人員** 2人

**任期** 平成29年5月～11月（予定）

**開催回数** 平日昼間2時間予定（全10回程度）

**報酬（日額）** 9,000円

**応募方法** 4月14日（金）午後5時（必着）までに「公共施設の使用料（利用する市民と利用しない市民との公平性、コストと使用料のバランスなど）について」の考え方と応募動機を800字程度の作文にまとめ、「住所・氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

〒205-8601（所在地記載不要）  
✉ s102500@city.hamura.tokyo.jp

## 懇談会委員の募集

### 羽村市生涯学習基本計画推進懇談会

市では、このたび「羽村市生涯学習基本計画後期基本計画」（平成29年度～平成33年度）を策定し、さまざまな視点から生涯学習施策を掲げ、生涯学習の推進に向け、取り組んでいます。

この基本計画について、市民の皆さんからご意見をいただき、更なる生涯

学習施策の充実に努めるとともに、進捗状況などについて意見交換すること

を目的に設置する「羽村市生涯学習基

本計画推進懇談会」の委員を募集します。

**応募資格** 市内在住・在勤の18歳以上の方で市のほかの審議会・懇談会などの委員となつていらない方

**募集人員** 5人（応募多数の場合4月21日（金）午後5時15分から市役所3階生涯学習総務課窓口で公開抽選）

**謝礼（1回）** 2,500円

**任期** 平成30年3月31日まで

※抽選結果は応募者各人に通知します。

※再任は妨げません。

**開催回数** 原則平日夜間、午後7時～9時の2時間を予定（全4回程度）

**応募方法** 4月21日（金）午後5時（必着）までに「住所・氏名・年齢・職業・

連絡先（電話番号またはメールアドレス）を、電話・郵送・ファックス・Eメールまたは直接応募先へ

※電話直接の場合の受付時間は、土曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

**応募先・問合せ** 生涯学習総務課生涯学習推進係（内362）☎ 042-362-3621（所在地記載不要）Fax 042-578-1013

Eメール：[s703000@city.hamura.tokyo.jp](mailto:s703000@city.hamura.tokyo.jp)

## 羽村市国民保護計画を変更しました

変更しました

主な変更内容は、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）、全国瞬時警報システム（ジエイアラート）、武力攻撃事態等合同対策協議会及び安否情報システムについて東京都国民保護計画との整合性を図り明記するとともに、現在の市の組織や関係機関の名称を反映するなどの時点修正を行つたものとなっています。

※計画の内容は、市役所2階危機管理課（土・日曜日、祝日を除く）・1階市政情報コーナー、図書館（休館日を除く）、市公式サイトでご覧いただけます。

**問合せ** 危機管理課危機管理係（内217）



# 国民年金に関するお知らせ

## 平成29年度の国民年金保険料

平成29年度の国民年金保険料は、前年度より230円引き上げとなり4月分から月額1万6490円となります。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけではなく、年金を受けられなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。

なお、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。

クレジットカード納付については、青梅年金事務所に問い合わせてください。  
**問合せ** ねんきんダイヤル **☎ 05570-105-11165** / 青梅年金事務所 **☎ 0428-130-3410** / 市民課高齢医療・年金係(内)137

## 国民年金保険料の免除申請

### 国民年金保険料の免除・猶予

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。

**問合せ** 青梅年金事務所 **☎ 0428-1**

また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

※学生の方は、下記の学生納付特例制度を利用してください。

### 申請できる期間

■過去期間：申請月から2年1か月前まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

■将来期間：翌年6月分まで  
 ※1～6月に申請するときは、その年の6月分までとなります。

### 【例】

平成29年5月に申請する場合、次の

①②③の期間を申請することができます。

①平成26年度申請（平成27年4～6月）  
 ②平成27年度申請（平成27年7月～平成28年6月）  
 ③平成28年度申請（平成28年7月～平成29年6月）

なお、この例の場合、平成27年3月以前の分は時効により申請できません。

**申請方法** 市役所または日本年金機構の窓口で申請

**申請に必要なもの** 年金手帳・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。

事前に問い合わせてください。

**問合せ** 青梅年金事務所 **☎ 0428-137**

30-3410／市民課高齢医療・年金係(内)137

②平成28年度申請（平成28年4月～平成29年3月）  
 ③平成29年度申請（平成29年4月～平成30年3月）

なお、この例の場合、平成27年3月以前の分は時効により申請できません。

## 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、大学・専修学校などに在学中の方で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることができ、申請して承認されると、在学中の保険料を猶予する制度です。

**対象** 国民年金第1号被保険者（20歳から60歳未満）の学生  
**所得基準額** 申請者本人の前年の所得金額が、次の式で計算した額以下であること

● 118万円+扶養親族などの数×扶養親族等控除額+社会保険料控除額等申請できる期間 20歳以上の学生である期間のうち、次の期間まで

●過去期間：申請月から2年1か月前まで

■将来期間：申請年度末まで

※すでに保険料が納付済の月を除きます。

**【例】** 平成29年5月に申請する場合、次の

①②③の期間を申請することができます。

①平成27年度申請（平成27年4月～平成28年3月）

**問合せ** 青梅年金事務所 **☎ 0428-1**

30-3410／市民課高齢医療・年金係(内)137

②平成28年度申請（平成28年4月～平成29年3月）  
 ③平成29年度申請（平成29年4月～平成30年3月）

なお、この例の場合、平成27年3月以前の分は時効により申請できません。

### 申請方法

■前年度の申請に基づき平成29年度の在学が確認できた方

日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。平成29年度も継続して申請する場合は、同封のはがきに必要事項を記入して日本年金機構に返送してください。

■継続申請確認通知が送付された方および初めて申請する方

市役所または日本年金機構の窓口で申請してください。

**申請に必要なもの** 年金手帳・学生証または在学証明書など（学生であることが証明できるもの）・印鑑（代理人が申請する場合）

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。

事前に問い合わせてください。

**問合せ** 青梅年金事務所 **☎ 0428-137**